

(案)

建設工事請負契約書

収 入 印 紙	
200 万円以下	200 円
300 万円 "	500 円
500 万円 "	1,000 円
1,000 万円 "	5,000 円
5,000 万円 "	10,000 円
1 億円以下	30,000 円
5 億円 "	60,000 円
10億円 "	160,000 円
50億円 "	320,000 円
50億円をこえるもの	480,000 円
契約金額の記載のないもの	200 円

1. 工 事 名 県単舗装道路修繕工事（青馬工区）

2. 工 事 場 所 一般県道 小見川海上線
香取郡東庄町 青馬

3. 工 期 自 令 和 年 月 日
至 令 和 年 月 日

4. 請 負 代 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 金 円

5. 契 約 保 証 金

6. 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づき解体工事に要する費用等の記載については、別添様式のとおりとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 千葉県香取市佐原イ92-11
千葉県
氏 名 香取土木事務所長 高柳 昌司 印

受 注 者 住 所
氏 名 印